

車庫待ち等の形態で日勤勤務を行う自動車運転者に係る
1箇月についての拘束時間に関する協定書

株式会社 タクシー 代表取締役 と、株式会社 タクシー労働組合執行委員長
長 は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（労働省告示）第2条第1項第1
号の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、日勤勤務に就く自動車運転者であって、かつ顧客の需要に応ずるため常態として営業所（または 駅）において待機する就労形態のものとする。
- 2 上記1に該当する自動車運転者に係る1箇月についての拘束時間は、 時間以内とする。
- 3 この協定の有効期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

株式会社 タクシー
代表取締役

労働組合執行委員長

印

印